

公告 第621号

平成27年度 任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条第2号の規定により、当健康保健組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記のとおり公告する。

平成 27年 2月 19日
フانسバッドグループ健康保険組合
理事長 池田 茂



—記—

1、標準報酬月額（上限） 340,000円 （24等級）

※平成26年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した額、333,849円を基礎としています。

2、適用年月日 平成27年4月1日～平成28年3月31日

3、保険料 ・一般保険料 月額 29,682円【保険料率 87.3%（調整保険料含）】
・介護保険料 月額 5,440円【保険料率 16.0%】

※上記の金額は標準報酬額が34万円の方の金額です。